

児童相談の

# ひろば

令和3年度事業概要

令和4年12月

富山県富山児童相談所

〒930-0964 富山市東石金町4-52

TEL 076(423)4000

FAX 076(423)0778

富山県高岡児童相談所

〒933-0806 高岡市赤祖父172-1

TEL 0766(21)2124

FAX 0766(22)1392

# 目 次

## 第1章 児童相談所の概要

1 管轄及び所在地	1
2 組 織	2
3 児童相談所の設置及び業務	3
4 相談種別と内容	4
5 相談の流れ	5
6 援助の内容	6
7 主要事業	7

## 第2章 児童相談所の業務

1 相談業務	
(1) 県人口等と相談状況	8
(2) 相談種別別受付件数	9
(3) 相談種別別受付及び対応状況	
① 養護相談	9
ア 養護相談理由別受付件数及び対応件数	
イ 虐待相談	
・経路別受付件数	
・主な虐待者	
・被虐待児の年齢別件数	
・虐待種別別件数	
・虐待対応別件数	
・虐待法的対応件数	
② 保健相談	12
③ 障害相談	12
④ 非行相談	12
ア 理由別受付件数	
イ 行為別別件数	
ウ 非行対応別件数	13
⑤ 育成相談	13
(4) 経路別受付件数	14
(5) 年齢別受付件数	14
(6) 相談対応別件数	14
2 一時保護業務	15

### 第3章 児童相談所の事業

1	児童虐待防止対策事業	18
(1)	市町村・関係団体への支援	18
ア	市町村職員研修会	
イ	市町村要保護児童対策調整担当者研修	
ウ	児童相談対応力向上研修	
エ	関係機関との連絡会	
(2)	児童相談所職員の資質向上	19
ア	児童福祉司任用後研修	
イ	児童福祉司スーパーバイザー研修	
(3)	児童虐待対応協力員の配置	19
(4)	24時間・365日相談体制	19
(5)	弁護士法律相談事業	19
(6)	精神科医カウンセリング事業	20
(7)	家族のきずな再生応援事業	20
(8)	家族再統合支援事業Ⅰ・Ⅱ	20
(9)	援助方針会議への学識経験者参加	20
(10)	虐待防止アドバイザー事業	21
(11)	学習指導員の配置	21
2	家庭支援相談事業（子育てテレフォン）	22
3	障害認定事務	23
(1)	療育手帳の判定及び交付	23
(2)	特別児童扶養手当認定診断書の作成	23
4	不登校児等指導事業	24
(1)	不登校児通所・合宿指導	24
(2)	セカンドステップ事業	24
(3)	メンタルフレンド訪問指導	24
5	啓発活動	25

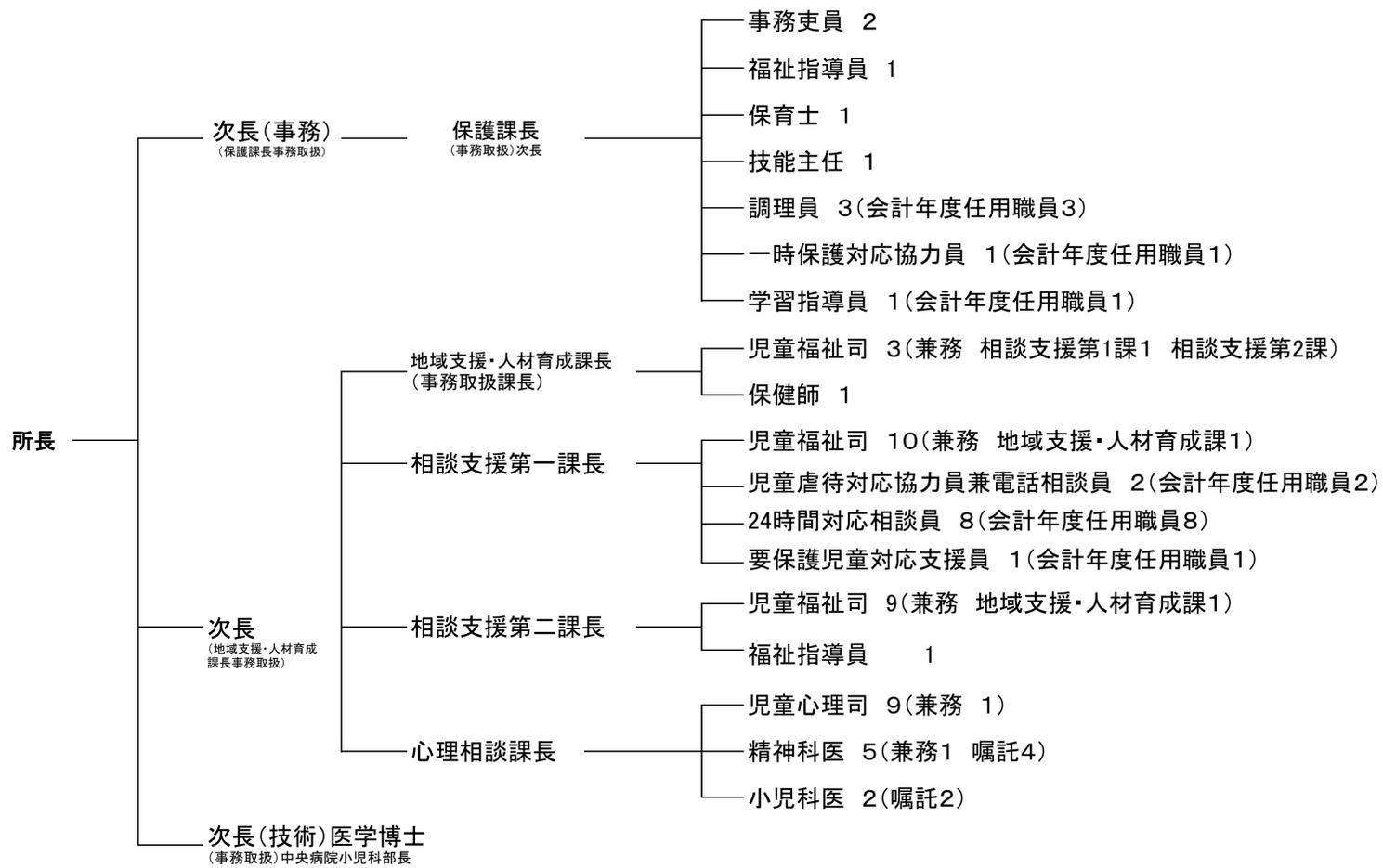
### 資料編

1	管内人口・世帯数・児童人口	26
2	相談種類別受付件数	27
3	経路別受付件数	28
4	年齢別受付件数	29
5	相談種類別対応件数	30
6	虐待相談対応件数	31
7	一時保護年齢別受付件数	32
8	里親委託状況	33



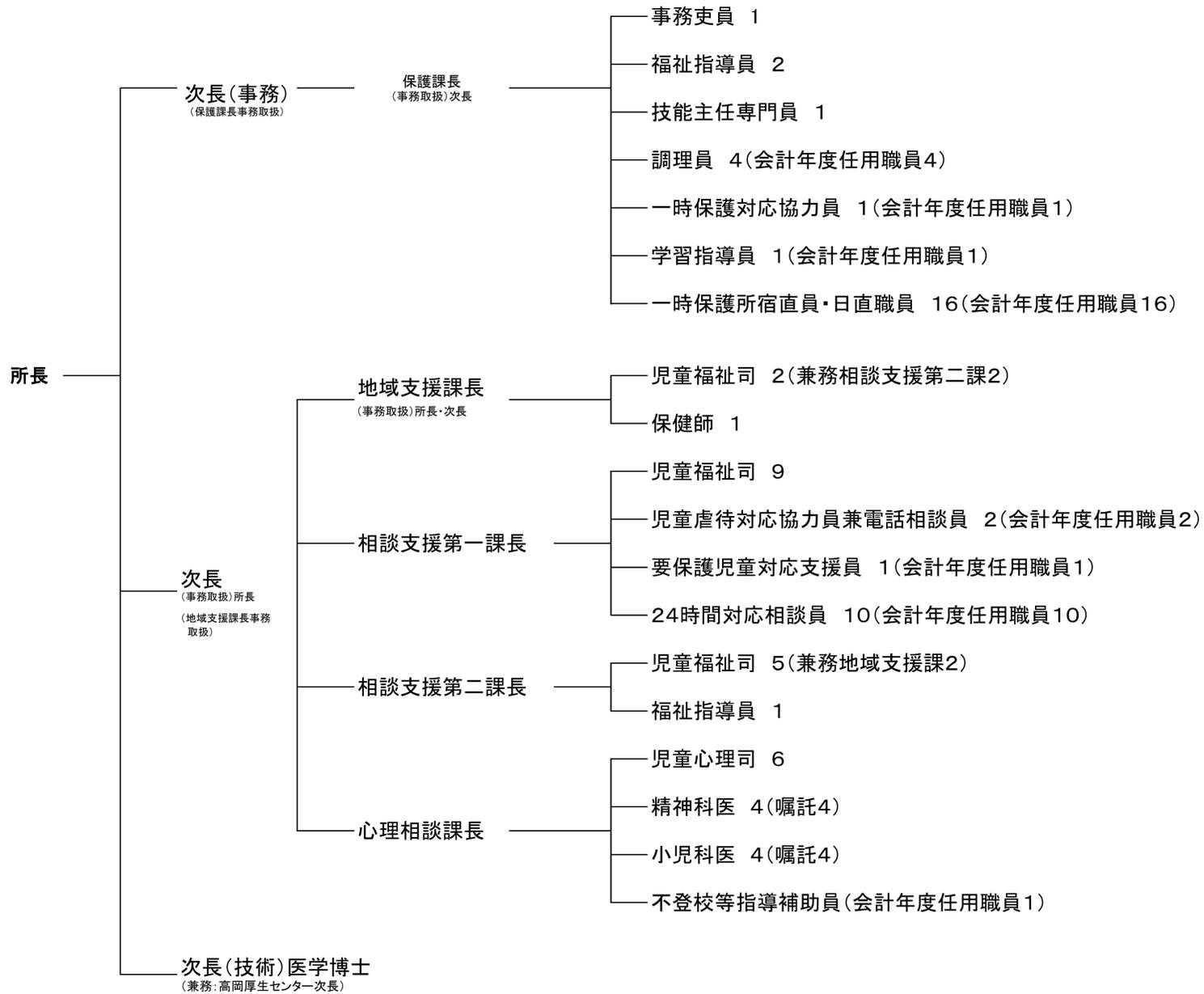
2 組織  
富山児童相談所

(令和4年6月現在)  
職員42・兼務3・会計年度職員16・嘱託6 計 67人



高岡児童相談所

職員31・兼務1・会計年度職員36・嘱託8 計 75 人



虐待対応件数の増加に伴い、児童福祉司及び児童心理司の増員を目的とした児童相談所の機構改革が実施。県内の富山、高岡の2か所の児童相談所は、R4. 4. 1より、新組織として運用が開始されている。

### 3 児童相談所の設置及び業務

#### (1) 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉の理念を実現し、子どもの基本的権利を具体的に保障することを目的として、児童福祉法第12条第1項及び第59条の4に基づき、都道府県及び政令指定都市にその設置が義務づけられている。

従来は、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上規定され、住民に身近な市町村は、虐待の未然防止・早期発見を中心とした積極的な取り組みが求められるとともに、都道府県（児童相談所）の役割については、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化され、全体として地域における児童家庭相談体制のより一層の充実を図ることとされた。

平成28年には、法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制強化や里親委託の推進等の所要の措置を盛り込む形で、平成29年には、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を盛り込む形で、令和元年には、児童に対する体罰の禁止等を柱とした児童の権利擁護の強化などの措置を盛り込む形で児童福祉法が改正された。

児童相談所の主な業務内容は、以下のとおりである。

#### (2) 児童相談所の業務

業 務	内 容
市町村援助業務 (法第12条第2項)	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う。
相 談 業 務 (法第12条第2項)	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
一時保護業務 (法第12条第2項、 第12条の4及び第33条)	①緊急保護(プロテクション機能) ②行動観察(行動観察機能) ③短期入所指導(治療的機能)の3項目に一時保護の理由として大別される。
里親に関する業務 (法第12条第2項)	里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を行う。
措置業務 (法第26条、 第27条及び第32条)	子ども又はその保護者を児童福祉司及び市町村等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という）に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託する。

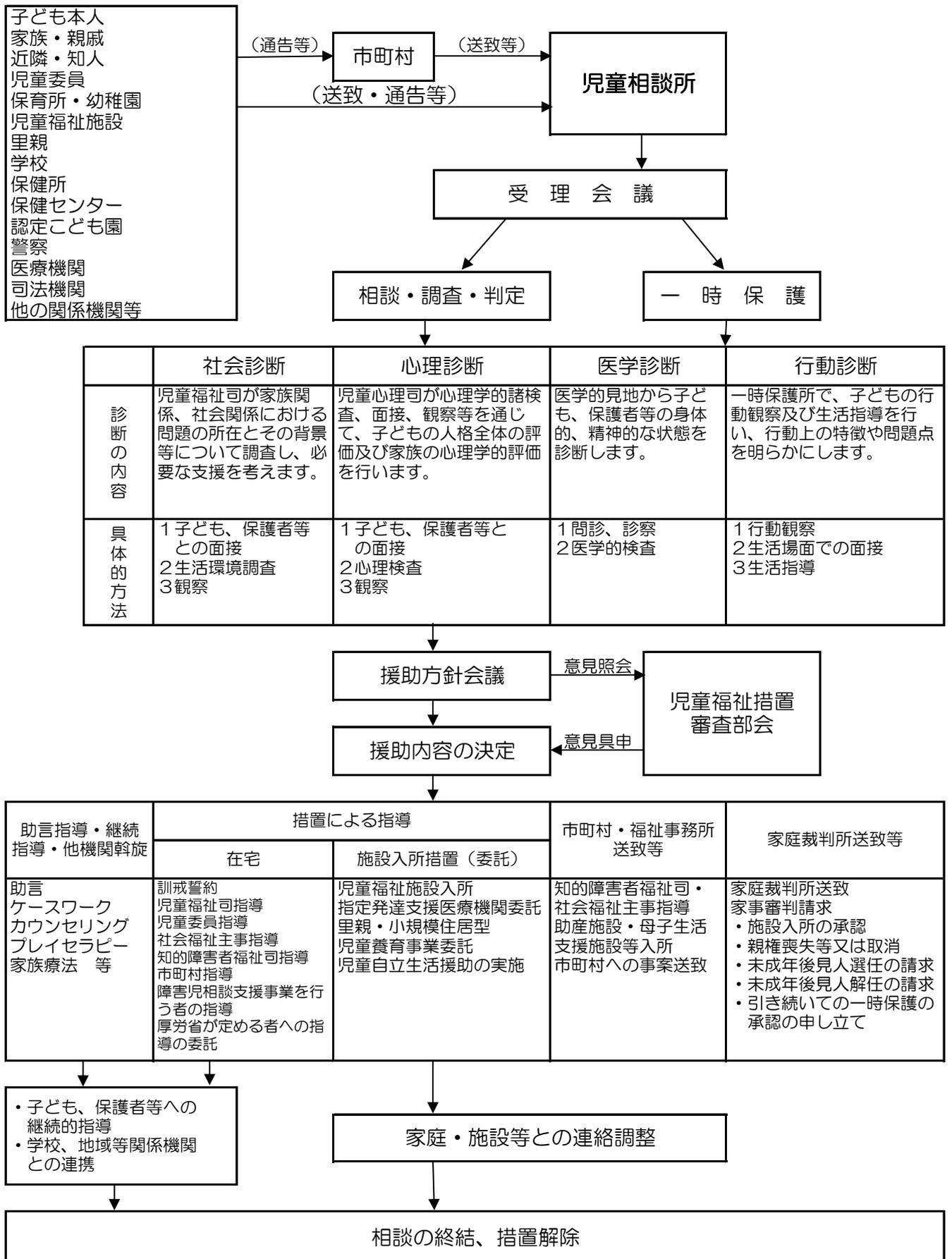
#### 4 相談種別と内容

児童相談所で取り扱う相談を大別すると、養育困難な子どもの養護相談、乳幼児等の保健相談、身体・知的・言語発達等の障害に関する障害相談、盗み・暴力・家出等の非行相談、不登校や性格行動に関する育成相談の5つに分けられる。

これらの相談をさらに細分化すると以下の通りになる。

相 談 種 別	内 容
養護相談	1. 児童虐待相談 児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3. 保健相談 未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
障害相談	4. 肢体不自由相談 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談 盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害等相談 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談 重症心身障害児(者)に関する相談。
	8. 知的障害相談 知的障害児に関する相談。
	9. 発達障害相談 自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	10. ぐ犯等相談 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11. 触法行為等相談 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12. 性格行動相談 子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13. 不登校相談 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談 家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談 1～15のいずれにも該当しない相談。

## 5 相談の流れ

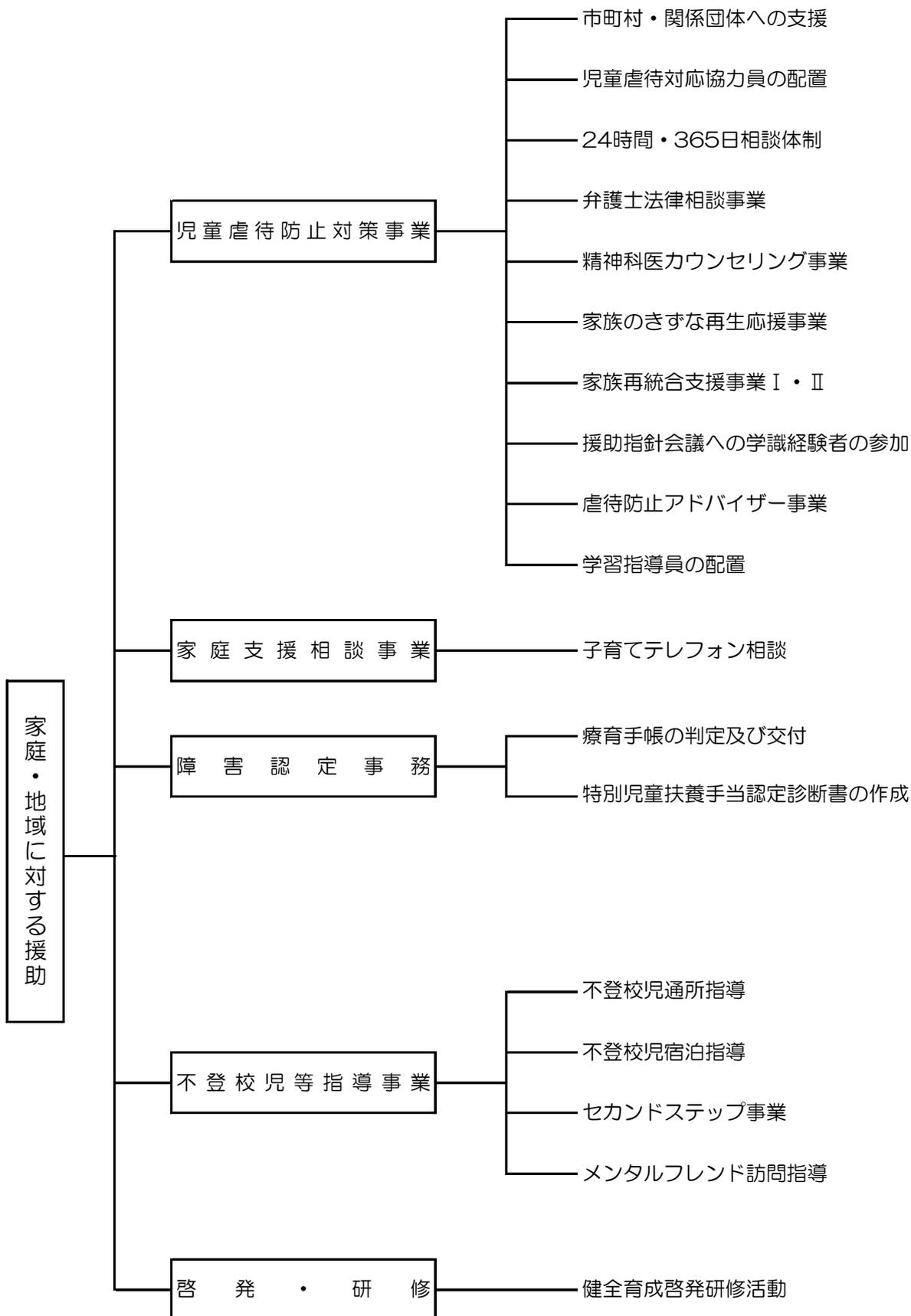


## 6 援助の内容

援助の種類		内容	
在宅指導	措置によらない指導	助言指導	1回から数回の助言、指導等の適切な方法により問題が解決すると考えられる子ども、保護者等に対する指導等を行います。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子ども、保護者等を児童相談所に通所させあるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的な指導（治療）を行います。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子ども、保護者等の意向を確認の上、適当な機関に斡旋します。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、援助に専門的な知識技術を要する場合、子ども、保護者等の家庭を訪問しあるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行います。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられるケースについての指導を委託します。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭センターによる指導が適当と考えられるケースについての指導を委託します。
		知的障害者福祉司指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司または社会福祉主事による指導が適当な場合に指導を委託します。
		社会福祉主事指導	
		障害者等相談支援事業を行う者による指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられるケースについての指導を委託します。
		国が定める者への指導の委託	上記の他、当該指導を適切に行うことができる者に指導を委託することができます。
訓戒・誓約措置	子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、必要に応じて訓戒を加え、又は誓約書を提出させます。		
児童福祉施設入所措置	家庭での子どもの養育が困難な場合、専門的な治療指導等が必要な場合に子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し入所させます。		
指定発達支援医療機関委託			
里親、小規模住居型児童養育事業委託	児童福祉施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親、小規模住居型児童養育事業の養育者へ委託します。		
児童自立生活援助の実施	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない満20歳未満義務教育終了児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行います。		
市町村への事案送致	緊急性がないと判断されるケースのうち、子ども及び妊産婦の福祉に関し、在宅支援サービス等の提供及び当該サービス等を踏まえた援助等が適切であると考えられる事例については、市町村へ送致を行います。		
福祉事務所送致等	子どもや保護者等を知的障害者福祉司や社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置が必要な場合及び15歳以上の子どもを障害者支援施設に入所させること又は障害者福祉サービスを利用させることが適当な場合に送致、報告、通知を行います。		
家庭裁判所送致	子どもを家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合や子どもの拘束や強制措置が必要な場合に行います。		
家庭裁判所に対する家事審判の申立て	児童虐待等の場合で親の同意を得られない場合の施設入所の承認や親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判請求、未成年後見人選任・解任の請求・親権者等の意に反する場合の引き続いての一時保護の承認請求を行います。		

## 7 主要事業

児童相談所では子どもの健やかな育成及び家族、地域における児童養育を支援するため、次に掲げる事業を積極的に行っている。事業の概要を総括すると下図のようになる。



## 第2章 児童相談所の業務

### 1 相談業務

#### (1) 児童相談状況

県人口は、平成11年度から毎年減少してきている。児童人口も減少傾向にあり、児童人口比についても年々低下している。

令和3年度の相談件数は3,742件で、前年度より528件増加している。相談件数の対児童人口比も昨年度より0.44ポイント増加している。

区 分	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度
人 口	1,055,893	1,050,246	1,042,998	1,034,670	1,025,409
世帯数	400,065	404,929	409,109	413,050	406,742
児童人口	154,077	150,925	147,735	144,185	140,092
児童人口比	14.59%	14.37%	14.16%	13.94%	13.66%
相談件数	3,502	3,770	4,043	3,214	3,742
相談件数 対児童人口比	2.27%	2.50%	2.74%	2.23%	2.67%

(人口、世帯数は各年10月1日現在)

(2) 相談種類別受付件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
養護	1071	1235	1462	1264	1165
保健	43	29	62	37	36
障害	1048	1094	1036	678	1110
非行	94	72	110	59	73
育成	313	296	304	246	301
その他	933	1044	1069	930	1057
合計	3502	3770	4043	3214	3742

受付件数は、前年度に比べると500件増加している。前年度のコロナ禍の影響で、障害相談が減少していたが、3年度には以前とほぼ同数の相談があったことが原因の一つと推測される。

(3) 相談種類別受付及び対応状況

①養護相談

ア 養護相談理由別受付件数及び対応件数

養護相談理由別受付件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
家族環境	172	229	261	190	139
虐待	794	909	1133	995	942
傷病入院	39	49	43	44	50
離婚	15	7	3	5	4
家出・徘徊	2	1	0	2	0
死亡	4	1	2	1	0
その他	45	40	20	27	30
合計	1071	1235	1462	1264	1165

養護相談は昨年度より、約100件減少している。内訳では、虐待相談が全体の82%と大部分をしめている。

養護相談対応別件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
面接指導	847	894	1167	1118	924
児童福祉施設入所	30	34	39	30	24
訓戒・誓約	38	44	23	25	17
児童福祉司指導	23	16	22	13	14
里親委託	5	6	2	9	3
その他	131	170	172	108	124
合計	1074	1164	1425	1303	1106

面接指導の割合が全体の83%を占めている。児童福祉施設入所は2%であり、乳児院や児童養護施設を利用している。

## イ 虐待相談

虐待相談経路別対応件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
家族	73	61	93	90	68
学校等	71	58	59	68	43
児童福祉施設等	44	30	36	18	16
医療機関	22	17	21	11	7
近隣・知人	74	137	106	127	120
児童委員	2	0	0	1	2
親戚	11	12	41	9	12
警察等	316	361	416	456	412
保健所	0	0	0	0	0
市町村窓口等	125	109	172	134	97
児童本人	5	7	7	4	6
その他	51	56	146	117	111
合計	794	848	1097	1035	894

警察からの虐待相談が全体の46%とほぼ半数を占めている。警察以外では、近隣・知人が13%、市町村窓口が9%、家族が7%となっている。

主な虐待者

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
実母	424	469	581	599	490
実父	315	312	449	360	348
実父以外の父親	50	42	53	61	47
実母以外の母親	2	5	5	2	3
その他	3	56	9	13	6
合計	794	848	1097	1035	894

主な虐待者としては、実母が54%を占めている。実父は38%になっており、実親の割合が93%となっている。

被虐待児の年齢別件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
0～3歳未満	144	162	243	182	162
3～学齢前児童	202	179	232	221	190
小学生	278	326	372	412	373
中学生	106	118	160	147	114
高校生・その他	64	63	90	73	55
合計	794	848	1097	1035	894

被虐待児では、小学生年齢が最も多く、全体の38%、次いで3歳～学齢前の児童が23%となっている。

### 虐待種類別件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
身体的虐待	177	175	249	233	162
保護の怠慢・拒否	236	215	234	216	183
心理的虐待	379	455	600	580	544
性的虐待	2	3	14	6	5
合計	794	848	1097	1035	894

夫婦間の面前DVを目撃することが理由としてあげられる心理的虐待が全体の60%を占めている。次いで保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が20%、身体的虐待が18%となっている。

### 虐待対応別件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
面接指導	625	647	904	886	746
児童福祉施設入所	22	19	17	16	13
訓戒・誓約	38	41	23	25	16
児童福祉司指導	23	14	21	12	11
里親委託	4	3	1	6	3
その他	82	124	131	90	105
富山県合計	794	848	1,097	1,035	894
全国合計	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659

全国の虐待件数は毎年増加傾向にあるが、富山県は最近5年間は31年度分をピークに減少傾向にある。

対応内容では、面接指導が83%を占めている。

### 虐待 法的対応件数(3年度)

	請求	承認	却下	取り下げ
法第28条第1項第1号・2号による措置	0	3	0	0
法第28条第2項による措置	0	0	0	0
親権停止審判の請求	0	0	0	0
親権喪失審判の請求	0	0	0	0

職権保護	0
立ち入り調査	0
臨検・搜索	0
警察への援助要請	0

3年度は法第28条第1号・2号による措置の承認が3件あった。

② 保健相談

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
発育	11	4	10	5	4
病気	13	8	18	6	14
怪我・誤飲	3	2	8	5	2
妊娠・授乳	4	4	8	3	4
その他	12	11	25	18	12
合計	43	29	62	37	36

電話相談にて子育ての不安、看護疲れを訴える相談が多い。

③ 障害相談

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
知的障害	972	978	946	612	1047
言語発達障害	15	19	14	1	4
肢体不自由	16	12	15	7	7
重症心身障害	12	20	14	11	8
視聴覚障害	0	1	0	0	0
発達障害	33	64	47	47	44
合計	1048	1094	1036	678	1110

知的障害相談の占める割合が94%を占めている。療育手帳の交付(再交付)及び特別児童手当受給にかかる判定・診断、その他障害認定等の業務が多い。

また、指定障害児入所施設や指定医療機関への契約入所に必要な障害児入所給付費の支給決定を行っている。

④ 非行相談

ア 理由別受付件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
盗癖	40	25	49	26	38
家出	14	9	19	9	16
不良交遊	3	0	8	3	1
性非行	14	15	8	2	7
傷害	2	1	0	1	0
恐喝	1	1	0	1	2
侵入	0	2	1	1	1
器物破損	1	2	0	0	2
乱暴	8	8	9	8	3
放火	3	1	5	1	0
深夜徘徊	0	1	5	2	0
インターネット	0	0	1	0	1
喫煙	3	0	0	0	0
その他	5	7	5	5	2
合計	94	72	59	59	73

2年間減少傾向にあったが、3年度に14件増加している。理由別では盗癖と家出の非行行動が多くなっている。

イ 行為別件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
ぐ犯行為	65	46	67	33	40
触法行為	29	26	43	26	33
合計	94	72	110	59	73

31年度をピークに2年度は減少したが、3年度は増加した。ぐ犯行為が全体の51%となっている。

### ウ 非行対応別件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
面接指導	58	28	58	56	50
児童福祉施設	2	1	3	2	4
訓戒・誓約	21	14	12	16	5
児童福祉司指導	7	14	6	4	6
家庭裁判所送致	2	0	1	0	1
その他	5	11	9	6	2
合計	95	68	89	84	68

面接指導対応が全体の73%を占めている。

### ⑤ 育成相談理由別受付件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
性格行動	135	125	165	120	140
不登校	69	53	52	37	53
適性	40	28	26	28	25
しつけ	69	90	61	61	83
合計	313	296	304	246	301

育成相談は増加している。比較的長期にわたる継続指導になるケースが多い。適性相談は、教育委員会からの依頼による就学児童にかかる心理判定が大半である。

#### (4) 経路別受付件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
家族・親戚	1636	1824	1816	1441	1620
都道府県・市町村	1001	1002	1127	773	1066
児童福祉施設・ 指定医療機関	93	65	67	33	31
学校等	98	83	115	96	69
児童本人	95	75	93	105	133
近隣・知人	112	169	148	152	143
警察等	372	446	514	508	503
保健所及び医療機関	30	32	33	13	15
里親	16	13	8	6	4
児童委員	3	1	0	1	0
家庭裁判所	2	0	1	0	0
その他	44	60	121	86	158
計	3502	3770	4043	3214	3742

家族・親戚からの相談が多く、全体の43%になっている。都道府県・市町村からの相談は療育手帳の交付申請や児童虐待の対応にかかるものが多い。

#### (5) 年齢別受付件数(3年度)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
126	80	145	162	142	212	427
7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
218	153	201	206	293	215	209
14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上		
195	251	196	205	106		

2年度は5歳の相談が多かった(388件)が、3年度は11歳の相談が2年度より、142件増加している。

#### (6) 相談対応別件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
面接指導	3106	3203	3390	2794	3248
児童福祉施設入所 措置	32	37	43	32	28
訓戒・誓約	59	58	36	41	22
児童福祉司指導	31	30	28	17	20
指定期間等委託	0	0	0	0	0
家庭裁判所送致	2	0	1	0	1
里親委託	5	6	2	9	4
障害児施設等への 利用契約	22	35	22	12	15
その他	273	299	477	349	361
合計	3530	3668	3999	3214	3699

面接指導の割合が87%と、前年度と同レベルで推移している。児童福祉施設への入所措置と里親委託の措置を行うケースが減少している。

## 2 一時保護業務

### 一時保護受付件数

( )内 一時保護委託数

区分	年度	一時保護件数	一時保護延日数	1日当り 保護人員	1人当り 保護日数
富山	29	78 (17)	1 282 (134)	3.5	16.4
	30	66 (19)	1 482 (405)	4.1	22.5
	31	81 (22)	1 792 (473)	4.9	22.1
	2	57 (16)	2 130 (566)	5.8	37.4
	3	71 (20)	1 609 (718)	4.4	22.7
高岡	29	34 (8)	1 141 (157)	3.1	33.6
	30	45 (8)	1 500 (253)	4.1	33.3
	31	59 (3)	1 079 ( 23)	2.9	18.3
	2	44 (5)	1 447 ( 53)	4.0	32.9
	3	49 (7)	834 ( 44)	2.3	17.0
全県	29	112 (25)	2 423 (291)	6.6	21.6
	30	111 (27)	2 982 (658)	8.2	26.9
	31	140 (25)	2 871 (496)	7.8	20.5
	2	101 (21)	3 577 (619)	9.8	35.4
	3	120 (27)	2 443 (762)	6.7	20.4

※一時保護委託先：乳児院、児童養護施設、里親

### 一時保護解除後対応別件数

区分	年度	児童福祉 施設入所	里親 委託	他の児童 相談所・ 機関に移 送	帰宅	その他	計
富山	29	10	2	0	61	3	76
	30	11	3	3	42	8	67
	31	15	0	1	56	12	84
	2	16	2	1	33	5	57
	3	11	0	1	49	6	67
高岡	29	16	2	1	11	4	34
	30	13	4	1	28	2	48
	31	7	0	0	43	5	55
	2	10	2	0	27	5	44
	3	11	3	0	31	3	48
全県	29	26	4	1	72	7	110
	30	24	7	4	70	10	115
	31	22	0	1	99	17	139
	2	26	4	1	60	10	101
	3	22	3	1	80	9	115

前年度に比べ、一時保護件数は、19件増加したが、一日あたりの保護人数は、3.1人減少し、一人当たりの保護日数は15日短くなっている。短期間の保護が増えたことが要因と思われる。解除理由としては、帰宅が69%をしめている。

一時保護相談種別受付件数(委託含む 全県)

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
養護	34	41	48	32	30
虐待	64	53	78	55	66
障害	0	0	0	0	0
育成	2	3	1	4	5
非行	11	15	13	10	19
その他	0	1	0	0	0
合計	112	111	140	101	120

被虐待児の保護が全体の50%を占めている。また、養護(家族環境)を理由とした保護も30%を占めている。

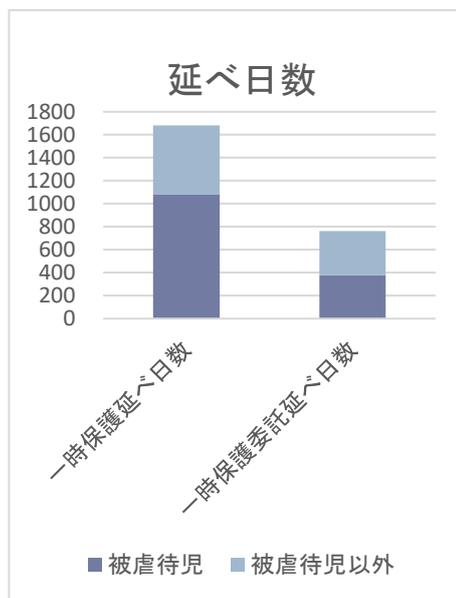
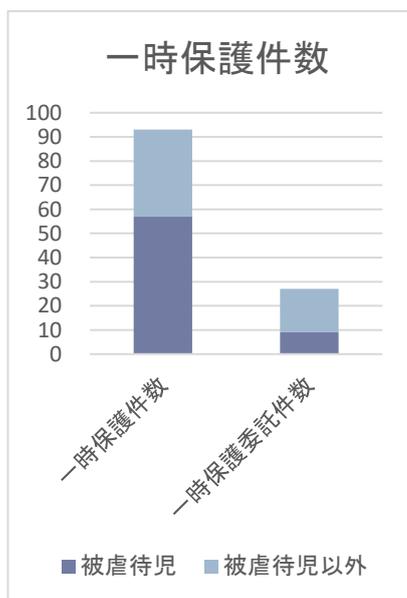
被虐待児一時保護受付件数(年度中)

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
一時保護件数(富山)	31	27	38	22	27
一時保護委託件数(富山)	3	1	5	7	3
一時保護件数(高岡)	29	25	35	26	30
一時保護委託件数(高岡)	2	6	3	1	6
合計	64	53	78	55	66

被虐待児一時保護延べ日数(年度中)

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
一時保護(富山)	851	695	838	952	534
一時保護委託(富山)	42	6	169	317	338
一時保護(高岡)	1119	1016	575	1107	544
一時保護委託(高岡)	16	204	23	28	40
合計	2017	1717	1582	2376	1456

	被虐待児	被虐待児以外
一時保護件数	57	36
一時保護委託件数	9	18
一時保護延べ日数	1078	603
一時保護委託延べ日数	378	384



虐待が保護理由になっているものが、50%を占めている。被虐待児の保護日数の長期化の傾向は顕著には見られていない。

一時保護年齢別受付件数(委託含む 全県 年度中)

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
乳幼児	37	37	32	24	19
小学生	36	31	49	31	43
中学生	25	20	30	27	31
高校生 ・その他	14	23	29	19	27
合計	112	111	140	101	120

小学生の割合が35%と最も高く、中学生が25%、高校生・その他が22%と続いている。

## 第3章 児童相談所の事業

### 1 児童虐待防止対策事業

#### (1) 市町村・関係団体への支援

##### ア 市町村職員研修会

市町村が児童相談の第一義的な窓口であることから、市町村の相談担当者等の資質向上を図るため、児童相談に必要な援助技術や体制整備に関する専門研修を県子ども支援課が主体となって実施している。児童相談所の職員が研修会の講師として出席している。

実施日時	場 所	内 容	参加人数
令和3年11月8日・9日・10日 11日・15日	オンライン 県民会館他	児童福祉司任用資格講習会 (市町村児童相談担当職員研修会)	31名

##### イ 市町村要保護児童対策調整担当者研修

市町村の要保護児童対策調整担当者として求められる知識・技術・態度を習得し、もって市町村の専門性の確保や相談援助技術の向上を図るための専門研修を県子ども支援課が主体となって実施している。

実施日時	場 所	内 容	参加人数
令和3年10月5日・11月8日・9日・10日 11日・12月9日・10日	オンライン 県教育文化会館他	市町村要保護児童対策調整担当者研修会	11名

##### ウ 児童相談対応力向上研修

実施日時	場 所	内 容	参加人数
令和4年1月21日	県民会館	虐待予防のための親子支援・親子関係について学ぶ	39名

##### エ 関係機関との連絡会

児童相談及び児童福祉に関わる関係機関との連携を図るために市町村、警察及び児童福祉施設との連絡会を実施し、情報交換等を行っているが、新型コロナの状況もあり、令和3年度は実施を見合わせた。

## (2) 児童相談所職員の資質向上

### ア 児童福祉司任用後研修

児童福祉司に任用された職員が、子ども家庭ソーシャルワーカー（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先としたソーシャルワークを行うことができるようになることを目的とした専門研修を県子ども支援課が主体となって実施している。

実施日時	場 所	参加人数
令和3年10月～12月（計17コマ）	オンライン、県教育文化会館他	31名

### イ 児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者が、子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先としたソーシャルワークを指導することができるようになるとともに、適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成できるようにすることを目的とした専門研修を県子ども支援課が主体となって実施している。

実施日時	場 所	参加人数
令和3年4月～令和4年3月の間	研修等を適切に実施できると知事が認める団体に委託して実施	7名

## (3) 児童虐待対応協力員の配置

児童相談所における児童虐待問題への対応が迅速かつ的確に行われるために、児童虐待対応協力員を配置して、児童虐待に関する調査や関係機関との連絡調整を実施している。

なお、富山・高岡児童相談所に各2名ずつ配置している。（毎日各1名ずつ交代配置）

## (4) 24時間・365日相談体制

虐待通告の受理及び24時間・365日相談に応じる体制を整備するため、夜間・休日対応相談員（非常勤）を配置し、相談者への適切な対応や虐待通告に対する迅速な対応を図っている。

富山児童相談所： 平成17年7月～ 高岡児童相談所： 平成18年4月～

## (5) 弁護士法律相談事業

保護者及び子どもの法律に関する問題についての意見・助言を求めため、弁護士による法律相談を実施し、問題の解決を図っている。（平成13年度から実施）

相談の主な内容は、「子の監護・監督」に関するものがあげられる。

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
経済問題	1	2	4	11	1
子の監護・監督	17	22	18	15	15
親権	6	16	15	21	22
夫婦関係	0	1	1	0	2
人権	0	0	0	0	0
非行	0	1	2	6	0
その他	13	3	18	24	12
合計	37	45	58	77	52

## (6) 精神科医カウンセリング事業

虐待を受けた子どもは、身体的な傷だけでなく、様々な心理的課題を抱えている場合が多い。また虐待を行う保護者自身の心理面へのケアも必要である。そのような心理面への援助の一環として、精神科医によるカウンセリングを実施している。

区分	カウンセリング	コンサルテーション	診療・診察	計 (件数)
富山	21	46	13	80
高岡	64	92	3	159
全県	85	138	16	239

## (7) 家族のきずな再生応援事業（富山児童相談所）

虐待を受けた、またはそのおそれのある子どもやその家族について、精神科医の協力（カウンセリング及びコンサルテーション等）を得て、家族再統合や家族の養育機能の再生に向けた支援の強化を実施している。

ケース数	回数
34	12

## (8) 家族再統合支援事業 I・II（高岡児童相談所）

I. 育児不安や子どもを虐待する不安を訴える保護者とその子どもを対象に、子どもの遊戯療法保護者のグループカウンセリング等を行うことによって、子どもの健全な発達の促進と家族の再統合を目指している。

ケース	前期	後期
3	13	1

II. 民間団体への相談意欲を持つケースや 継続指導を拒む要保護ケースを対象に、民間団体（NPO法人等）の協力を得て支援を実施し、家族関係等の問題を軽減することで家族の再統合を目指している。

訪問支援	5
見守り機関調査(訪問)	15
見守り機関調査(電話)	92
保護者集団支援	4

(件数はいずれも実数)

## (9) 援助方針会議への学識経験者参加

児童相談所及び関係機関のケース担当者が一同に会し、ケースの援助方針及び対応について協議するとともに、専門的な知見に基づく助言をスーパーバイザー（精神科医）から得ている。

区分	実施回数
富山	0回
高岡	5回
全県	5回

#### (10) 虐待防止アドバイザー事業

市町村要保護児童対策地域協議会の担当職員に、要支援家庭等に対する援助指針の策定技術を向上させることを目的に虐待防止アドバイザー（精神科医）から助言を行っている。

区分	実施回数
富山	なし
高岡	2回
全県	2回

#### (11) 学習指導員の配置

児童虐待等により一時保護している子どもへの学習支援を行うため、富山・高岡児童相談所の一時保護所に学習指導員（教員OB）を各1名配置している。

## 2 相談支援相談事業(子育てテレフォン)

### ア 相談件数

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
富山	1012	896	882	721	819
高岡	378	582	625	558	620
合計	1390	1478	1507	1279	1439

2年度は件数の減少が見られたが、3年度は再び増加傾向となっている。1か月平均は、119件であり、1日平均は3.9件になっている。

### イ 相談者(3年度)

区分	母親	父親	子ども本人	祖父母兄弟	親戚	近隣知人	学校等	関係機関	その他	計
富山	684	44	17	35	2	16	1	0	20	819
高岡	433	48	98	23	6	5	5	2	0	620
全県	1117	92	115	58	8	21	6	2	20	1439

前年度より、母親からの相談が142件増加し、3年度では全体の77%をしめている。

### ウ 相談対象(3年度)

	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
乳幼児	501	712	654	525	575
小学生	393	373	348	284	452
中学生	214	166	164	186	194
高校生	219	172	285	115	122
18歳以上	63	55	56	169	96

乳幼児の相談が、全体の40%、小学生が31%を占めるなど、低年齢層を対象とした相談が大部分となっている。

### エ 相談内容(3年度)

区分	養護	保健	障害	非行	育成				その他	計
					性格行動	不登校	適性	しつけ		
富山	33	20	49	8	39	32	15	67	556	819
高岡	21	16	5	5	43	14	0	15	501	620
全県	54	36	54	13	82	46	15	82	1057	1439

全体の73%を占める「その他」の内容としては、①性に関する悩み②家庭内葛藤③学校との関係④近隣・知人の相談⑤自身の悩み⑥育児環境⑦問い合わせ⑧被害・その他がある。

### オ 支援内容別件数(3年度)

区分	助言のみ	来所指導	他機関紹介	その他	計
富山	771	3	7	38	819
高岡	412	5	29	174	620
全県	1183	8	36	212	1439

支援の内容は助言や情報提供を行う助言指導が82%となっている。その他のうち親権などの法律に関するものは法テラスなどの法律相談を紹介している。

### 3 障害認定事務

障害児の福祉の増進を図るために各種制度の活用や保護者が希望を持って子育てができるよう支援するため、療育手帳や特別児童扶養手当等に関する障害認定事務を行っている。

#### (1) 療育手帳の判定及び交付

療育手帳とは、知的障害児に対して一貫した相談や指導を行うとともに、国・県・市町村等が実施する各種援護事業を利用し易くすることを目的として県が交付しているもので、児童相談所はその判定・交付事務を担当している。

#### (2) 特別児童扶養手当認定診断書の作成

精神又は身体に障害を有する20歳未満の在宅児童の養育者に支給される手当である。養育者が市町村に申請するときに必要な認定診断書の作成を行っている。

※令和2年3月～令和3年2月の間、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、療育手帳の再判定時期及び特別児童扶養手当の診断書提出期限が延長されたことに伴い、令和2年度の障害認定件数が大幅に減少。その後、令和3年3月以降に延長された分の判定を順次行ったことにより、令和3年度の障害認定件数が大幅増に転じている。

障害認定件数（3年度）

区分	療育手帳	特別児童扶養手当	その他の障害証明	計
富山	523	21	0	544
高岡	381	46	3	430
全県	904	67	3	974

\*その他には障害児福祉手当・障害者証明・障害者扶養共済制度等を含む

## 4 不登校児等指導事業

児童相談所では学校・保育所等で、いわゆる不登校・ひきこもり等の不適應状態に陥っている子どもの相談について様々な援助を行っている。

### (1) 不登校児通所指導（高岡児童相談所）

不登校児童に対し集団通所指導を実施し、集団活動を通して子どもの自主性・社会性の回復・向上を図り、社会・集団適應能力を高めることを目的としている。併せて不登校児童の家族に対し集団指導を行い、家庭機能の回復・安定を図るものとする。

日時	グループ数	参加人数（延人数）	実施回数	内容
毎週火曜日 13:30～15:30	2	2	2	工作・ゲーム・調理 所外活動（公園等）

### (2) 不登校児合宿指導（高岡児童相談所）

児童相談所における不登校児への治療の一環として、豊かな自然の中で集団生活を体験し日常生活の中で見失いがちな自己の可能性の発見を目指し、生活力・創造力の向上と自主性・自立性の助長を図るものである。

※令和3年度はコロナ感染拡大防止のため中止

### (3) セカンドステップ事業（富山児童相談所）

コミュニケーション能力等が未熟な子どもを対象に、相手に自分の気持ちを伝え、問題を解決する力を育てるプログラムを行い、対人關係能力を向上させ社会への適應力を高めることを目的に実施している。

日時	グループ数	参加人数（延人数）	実施回数	内容
第3火曜日・第2、4金曜日 16:00～16:45	2	8（84）	25	相互理解・怒りの扱い等 対人關係スキルの訓練

### (4) メンタルフレンド訪問指導（富山児童相談所）

不登校児への指導の一環として、不登校児にとり兄や姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する者をメンタルフレンドとして登録し、不登校児の家庭訪問等を通して子どもの心を開くように働きかけるものである。また、メンタルフレンドの育成を図るための研修も実施している。

- ア 登録者数 7名
- イ 活動実績 家庭訪問等派遣（延18日）
- ウ 研修会 1回

## 5 啓発活動

児童相談所の相談援助活動を推進するため、地域における各種の研修会等に講師又は助言者として出席し、地域啓発活動及び関係機関との連携を図っている。また、相談所の見学及び研修・実習の受け入れをしている。

### (1) 講師の派遣

組織・団体	講師派遣人数	令和3年度
		対象人数
市町村関係者	3	60
市町村調整担当者研修	4	11
民生委員・児童委員	1	19
施設職員	1	56
施設職員等への研修（基幹職員研修）	0	0
里親研修	10	75
高等学校	1	34
大学・看護学校	6	133
教職員関係者	2	47
警察関係者	1	12
青少年育成関係者	0	0
放課後児童支援員	2	160
地域・一般（子育て支援）	0	0
児童福祉司任用資格研修	7	81
児童福祉司任用後研修	4	37
その他	3	85
計	45	810

### (2) 見学

組織・団体	見学回数	令和3年度
		見学人数
民生委員・児童委員	0	0
学生（大学・短大・専門学校）	4	32
教員	0	0
行政関係者	2	9
議会関係者	4	4
その他	0	0
計	10	45

### (3) 研修・実習受入

研修（実習）内容	令和3年度
	人数
社会福祉士資格実習（相談援助）	2
11年次教員社会体験研修	4

# 資料編

# 1 管内人口・世帯数・児童人口

令和3年10月1日現在

区分	富山児童相談所			区分	高岡児童相談所		
	人口	世帯数	児童人口		人口	世帯数	児童人口
富山市	411,487	172,916	58,318	高岡市	164,903	65,900	20,739
魚津市	39,896	15,950	4,783	氷見市	43,035	15,980	4,944
滑川市	32,211	12,287	4,881	砺波市	47,729	17,217	7,164
黒部市	39,425	15,353	5,642	小矢部市	28,532	9,722	3,575
舟橋村	3,179	1,069	666	南砺市	47,104	16,649	6,022
上市町	19,022	7,314	2,259	射水市	90,206	34,057	13,778
立山町	24,489	9,163	3,405	/			
入善町	23,341	8,774	2,811				
朝日町	10,850	4,391	1,105				
計	603,900	247,217	83,870	計	421,509	159,525	56,222

総人口 □ 1,025,409 人  
 総世帯数 406,742 世帯  
 総児童人口 □ 140,092 人

「令和3年 富山県の人口」  
 編集・発行 富山県経営管理部統計調査課

## 2 相談種類別受付件数

区分	年度	養護相談	保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				計	(再掲)		
				肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談		その他の相談	いじめ相談	児童買春等被害相談
富山	29	590	37	9	0	5	9	493	28	40	24	59	46	25	54	695	2,114	7	3
	30	764	17	8	0	16	16	506	32	34	18	63	35	18	72	607	2,206	8	0
	31	960	51	11	0	12	7	523	27	41	27	103	28	13	54	567	2,424	9	0
	2	772	31	3	0	0	4	315	41	23	15	57	19	21	50	469	1,820	11	0
	3	632	20	6	0	2	5	567	43	25	26	73	34	22	67	556	2,078	11	0
高岡	29	481	6	7	0	10	3	479	5	25	5	75	24	15	15	238	1,388	8	0
	30	471	12	4	1	3	4	472	32	12	8	62	18	10	18	437	1,564	8	0
	31	502	11	4	0	2	7	423	20	26	16	62	24	13	7	502	1,619	7	0
	2	492	6	4	0	1	7	297	6	10	11	63	18	7	11	461	1,394	11	0
	3	533	16	1	0	2	3	480	1	15	7	67	19	3	16	501	1,664	11	0
全県	29	1,071	43	16	0	15	12	972	33	65	29	134	70	40	69	933	3,502	15	3
	30	1,235	29	12	1	19	20	978	64	46	26	125	53	28	90	1,044	3,770	16	0
	31	1,462	62	15	0	14	14	946	47	67	43	165	52	26	61	1,069	4,043	16	0
	2	1,264	37	7	0	1	11	612	47	33	26	120	37	28	61	930	3,214	22	0
	3	1,165	36	7	0	4	8	1,047	44	40	33	140	53	25	83	1,057	3,742	22	0
富山電話 (再掲)	29	68	35	0	0	4	0	3	25	18	0	44	43	24	53	695	1,012	7	3
	30	59	17	0	0	15	0	5	29	6	0	40	33	15	72	605	896	8	0
	31	43	51	0	0	12	0	0	25	16	0	81	24	9	54	567	882	9	0
	2	52	31	0	0	0	0	0	41	5	0	40	16	17	50	469	721	11	0
	3	33	20	0	0	2	0	4	43	8	0	39	32	15	67	556	819	11	0
高岡電話 (再掲)	29	22	6	0	0	10	0	4	3	9	0	49	22	2	15	236	378	8	0
	30	28	12	0	1	5	0	0	31	3	0	34	18	0	18	432	582	8	0
	31	38	11	0	0	2	0	1	15	6	0	23	20	1	7	501	625	8	0
	2	32	6	0	0	1	0	0	5	1	0	24	17	0	11	461	558	11	0
	3	21	16	0	0	2	0	2	1	5	0	43	14	0	15	501	620	11	0
全県電話 (再掲)	29	90	41	0	0	14	0	7	28	27	0	93	65	26	68	931	1,390	15	3
	30	87	29	0	1	20	0	5	60	9	0	74	51	15	90	1,037	1,478	16	0
	31	81	62	0	0	14	0	1	40	22	0	104	44	10	61	1,068	1,507	17	0
	2	84	37	0	0	1	0	0	46	6	0	64	33	17	61	930	1,279	22	0
	3	54	36	0	0	4	0	6	44	13	0	82	46	15	82	1,057	1,439	22	0

### 3 経路別受付件数

区分	年度	都道府県・市町村					児童福祉施設・指定医療機関等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		福祉事務所	児童委員	その他	保健所	医療機関					学校・幼稚園	教育委員会等									
		所	員	他	所	関					園	等									
富山	29	495	0	36	51	0	224	2	0	23	26	5	8	0	1,089	80	34	41	2,114		
	30	503	0	25	40	0	303	0	0	26	26	10	8	1	1,067	109	32	56	2,206		
	31	617	0	32	38	0	339	0	0	24	35	6	3	0	1,057	123	37	113	2,424		
	2	316	2	95	8	0	331	0	0	8	27	4	3	0	828	104	31	63	1,820		
	3	492	0	102	10	0	335	0	0	10	21	0	1	0	905	99	28	75	2,078		
高岡	29	449	0	21	42	0	148	0	0	7	41	26	8	3	547	32	61	3	1,388		
	30	450	0	24	25	0	143	0	0	6	24	23	5	0	757	60	43	4	1,564		
	31	440	0	38	29	0	175	1	0	9	50	24	5	0	759	25	56	8	1,619		
	2	355	0	5	25	0	177	0	0	5	25	40	3	1	613	48	74	23	1,394		
	3	452	0	20	21	0	168	0	0	5	48	0	3	0	715	44	105	83	1,664		
全県	29	944	0	57	93	0	372	2	0	30	67	31	16	3	1,636	112	95	44	3,502		
	30	953	0	49	65	0	446	0	0	32	50	33	13	1	1,824	169	75	60	3,770		
	31	1,057	0	70	67	0	514	1	0	33	85	30	8	0	1,816	148	93	121	4,043		
	2	671	2	100	33	0	508	0	0	13	52	44	6	1	1,441	152	105	86	3,214		
	3	944	0	122	31	0	503	0	0	15	69	0	4	0	1,620	143	133	158	3,742		
富山電話 (再掲)	29	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	933	12	24	40	1,012		
	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	841	12	17	24	896		
	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	807	31	24	19	882		
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	672	17	23	8	721		
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	765	16	17	20	819		
高岡電話 (再掲)	29	2	0	1	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	307	4	58	0	378		
	30	3	0	1	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	512	16	41	2	582		
	31	4	0	4	0	0	1	0	0	0	12	0	0	0	547	7	47	3	625		
	2	6	0	1	1	0	0	0	0	1	6	0	0	0	460	6	73	4	558		
	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	510	5	98	0	620		
全県電話 (再掲)	29	2	0	1	1	0	1	0	0	0	6	1	0	0	1,240	16	82	40	1,390		
	30	3	0	1	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0	1,353	28	58	26	1,478		
	31	4	0	4	0	0	1	0	0	0	13	0	0	0	1,354	38	71	22	1,507		
	2	6	0	1	1	0	0	0	0	1	7	0	0	0	1,132	23	96	12	1,279		
	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1,275	21	115	20	1,439		

# 4 年齢別受付件数

区分	年齢	養護相談	保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲	
				肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談			いじめ相談	児童買春等相談被
富山	1才未満	64	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	79	0	0
	1	39	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	5	51	0	0
	2	41	1	0	0	1	0	12	0	0	0	0	1	0	7	13	76	0	0
	3	41	1	0	0	0	0	13	2	0	0	0	0	0	4	16	77	0	0
	4	40	2	0	0	0	0	22	0	0	0	0	1	0	4	8	77	0	0
	5	40	0	0	0	0	0	30	0	0	0	2	0	0	4	7	83	0	0
	6	43	0	0	0	0	0	28	8	0	1	2	1	2	6	208	299	0	0
	7	38	1	0	0	0	0	15	22	0	0	4	4	2	9	25	120	2	0
	8	34	0	0	0	0	0	29	3	1	1	5	0	0	4	14	91	1	0
	9	28	2	0	0	0	0	40	0	1	1	1	9	0	5	21	108	2	0
	10	30	0	0	0	1	0	34	3	3	2	6	1	0	1	36	117	1	0
	11	30	1	0	0	0	0	50	3	1	1	6	1	3	1	57	154	0	0
	12	31	0	1	0	0	0	48	1	2	2	7	2	4	5	17	120	1	0
	13	30	1	1	0	0	2	32	0	3	17	7	3	0	5	13	114	2	0
	14	27	1	1	0	0	1	50	0	7	1	8	6	0	4	14	120	1	0
	15	24	0	0	0	0	1	55	1	0	0	9	1	8	5	26	130	0	0
	16	22	1	2	0	0	0	51	0	3	0	8	1	0	0	21	109	1	0
	17	28	1	0	0	0	0	53	0	4	0	7	3	1	0	26	123	0	0
18以上	2	3	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	20	30	0	0	
計	632	20	6	0	2	5	567	43	25	26	73	34	22	67	556	2,078	11	0	
高岡	1才未満	35	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	47	0	0
	1	20	3	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	29	0	0
	2	33	1	1	0	1	0	7	0	0	0	2	0	0	5	19	69	0	0
	3	39	0	0	0	0	0	19	1	0	0	3	0	0	2	21	85	0	0
	4	30	1	0	0	0	0	19	0	0	0	4	1	0	2	8	65	0	0
	5	29	0	0	0	0	0	28	0	0	0	2	0	0	4	66	129	0	0
	6	21	1	0	0	0	2	29	0	0	0	4	0	0	1	70	128	0	0
	7	35	0	0	0	0	0	30	0	0	0	7	3	0	0	23	98	0	0
	8	22	0	0	0	0	0	22	0	1	0	2	2	1	0	12	62	1	0
	9	43	0	0	0	0	0	21	0	1	1	4	3	0	0	20	93	0	0
	10	34	0	0	0	0	0	32	0	1	2	5	3	0	1	11	89	0	0
	11	47	6	0	0	0	0	31	0	0	0	7	2	0	1	45	139	1	0
	12	31	0	0	0	0	0	40	0	2	3	8	0	2	0	9	95	0	0
	13	28	0	0	0	0	0	43	0	2	1	6	0	0	0	15	95	1	0
	14	30	0	0	0	0	0	31	0	1	0	6	3	0	0	4	75	0	0
	15	20	0	0	0	0	1	43	0	3	0	2	0	0	0	52	121	0	0
	16	15	0	0	0	0	0	39	0	2	0	3	1	0	0	27	87	3	0
	17	18	0	0	0	0	0	40	0	2	0	2	0	0	0	20	82	4	0
18以上	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	70	76	1	0	
計	533	16	1	0	2	3	480	1	15	7	67	19	3	16	501	1,664	11	0	
全県	1才未満	99	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	126	0	0
	1	59	3	0	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	2	6	80	0	0
	2	74	2	1	0	2	0	19	0	0	0	2	1	0	12	32	145	0	0
	3	80	1	0	0	0	0	32	3	0	0	3	0	0	6	37	162	0	0
	4	70	3	0	0	0	0	41	0	0	0	4	2	0	6	16	142	0	0
	5	69	0	0	0	0	0	58	0	0	0	4	0	0	8	73	212	0	0
	6	64	1	0	0	0	2	57	8	0	1	6	1	2	7	278	427	0	0
	7	73	1	0	0	0	0	45	22	0	0	11	7	2	9	48	218	2	0
	8	56	0	0	0	0	0	51	3	2	1	7	2	1	4	26	153	2	0
	9	71	2	0	0	0	0	61	0	2	2	5	12	0	5	41	201	2	0
	10	64	0	0	0	1	0	66	3	4	4	11	4	0	2	47	206	1	0
	11	77	7	0	0	0	0	81	3	1	1	13	3	3	2	102	293	1	0
	12	62	0	1	0	0	0	88	1	4	5	15	2	6	5	26	215	1	0
	13	58	1	1	0	0	2	75	0	5	18	13	3	0	5	28	209	3	0
	14	57	1	1	0	0	1	81	0	8	1	14	9	0	4	18	195	1	0
	15	44	0	0	0	0	2	98	1	3	0	11	1	8	5	78	251	0	0
	16	37	1	2	0	0	0	90	0	5	0	11	2	0	0	48	196	4	0
	17	46	1	0	0	0	0	93	0	6	0	9	3	1	0	46	205	4	0
18以上	5	3	1	0	0	1	2	0	0	0	1	1	2	0	90	106	1	0	
計	1,165	36	7	0	4	8	1,047	44	40	33	140	53	25	83	1,057	3,742	22	0	

# 5 相談種類別対応件数

区分	相談種別	対応件数															未処理件数		
		面接指導			児童福祉司指導	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計			
		助言指導	継続指導	他機関あつせん				入所	（家庭裁判所送致）	通所									
富山	養護相談	児童虐待相談	344	24	10	9	0	8	5	0	0	0	0	0	0	65	465	107	
		その他の相談	76	11	5	3	0	1	10	0	0	0	0	0	0	15	121	8	
		保健相談	17	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	
	障害相談		肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	1
			視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			言語発達障害等相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
			重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	1
			知的障害相談	554	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	14	574	24
			発達障害相談	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
	非行相談		＜犯行為等相談	15	6	2	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	26	2
			触法行為等相談	13	1	0	2	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	22	6
	育成相談		性格行動相談	61	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70	8
			不登校相談	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	1
			適性相談	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
			しつけ相談	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	67	0
	その他の相談	525	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	556	0		
	計	1,770	50	24	14	0	14	18	0	0	0	0	1	15	124	2,030	158		
	いじめ相談（再掲）	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0		
	児童買春等被害相談（再掲）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高岡	養護相談	児童虐待相談	326	28	14	2	8	8	8	0	0	0	3	0	0	32	429	35	
		その他の相談	73	12	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	12	100	8	
		保健相談	12	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	0	
	障害相談		肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
			視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			言語発達障害等相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
			重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
			知的障害相談	486	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	493	19	
			発達障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	非行相談		＜犯行為等相談	9	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	15	0	
			触法行為等相談	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	
	育成相談		性格行動相談	61	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	68	3	
			不登校相談	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	1	
			適性相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
			しつけ相談	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	
	その他の相談	305	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171	501	0		
	計	1,312	48	44	6	9	8	10	0	0	0	4	0	0	228	1,669	72		
	いじめ相談（再掲）	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11	0		
	児童買春等被害相談（再掲）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
全県	養護相談	児童虐待相談	670	52	24	11	8	16	13	0	0	0	3	0	97	894	142		
		その他の相談	149	23	6	3	1	1	11	0	0	0	0	0	27	221	16		
		保健相談	29	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36	0		
	障害相談		肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	7	1	
			視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			言語発達障害等相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	
			重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	4	
			知的障害相談	1,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	21	1,067	43	
			発達障害相談	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0	
	非行相談		＜犯行為等相談	24	8	2	2	0	1	2	0	0	0	1	1	0	41	2	
			触法行為等相談	14	2	0	4	0	4	2	0	0	0	0	0	1	27	9	
	育成相談		性格行動相談	122	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	138	11	
			不登校相談	50	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	2	
			適性相談	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	
			しつけ相談	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	83	0	
	その他の相談	830	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198	1,057	0			
	計	3,082	98	68	20	9	22	28	0	0	0	4	1	15	352	3,699	230		
	いじめ相談（再掲）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0			
	児童買春等被害相談（再掲）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

## 6 虐待相談対応件数

区分	年度	経路別件数												主な虐待者									
		家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村窓口等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他			計	
富山	29	29	10	59	5	45	0	0	18	17	180	26	27	416	163	27	224	2	0	416			
	30	28	7	95	4	46	0	0	12	16	237	30	40	515	195	28	280	4	8	515			
	31	54	29	89	3	96	0	0	17	15	273	26	121	723	308	38	369	4	4	723			
	2	46	9	86	4	68	0	0	6	5	292	25	84	625	224	42	352	1	6	625			
	3	20	2	83	3	42	2	0	5	2	259	9	38	465	200	25	240	0	0	465			
高岡	29	44	1	15	0	80	2	0	4	27	136	45	24	378	152	23	200	0	3	378			
	30	33	5	42	3	63	0	0	5	14	124	28	16	333	117	14	189	1	12	333			
	31	39	12	17	4	76	0	0	4	21	143	33	25	374	141	15	212	1	5	374			
	2	44	0	41	0	66	1	0	5	13	164	43	33	410	136	19	247	1	7	410			
	3	48	10	37	3	55	0	0	2	14	153	34	73	429	148	22	250	3	6	429			
全県	29	73	11	74	5	125	2	0	22	44	316	71	51	794	315	50	424	2	3	794			
	30	61	12	137	7	109	0	0	17	30	361	58	56	848	312	42	469	5	20	848			
	31	93	41	106	7	172	0	0	21	36	416	59	146	1,097	449	53	581	5	9	1,097			
	2	90	9	127	4	134	1	0	11	18	456	68	117	1,035	360	61	599	2	13	1,035			
	2	68	12	120	6	97	2	0	7	16	412	43	111	894	348	47	490	3	6	894			
区分	年度	年齢別件数					相談種別件数					対応別件数										一時保護	
		0から3歳未満	3から学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計	児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	福祉事務所送致	児童福祉司指導	訓戒・誓約	その他	計	受付件数	延日数	
富山	29	75	121	135	54	31	416	93	2	205	116	416	8	2	320	0	13	17	56	416	35	898	
	30	108	107	187	68	45	515	101	2	286	126	515	8	2	409	1	7	8	80	515	28	701	
	31	181	168	232	91	51	723	154	10	424	135	723	10	1	609	0	12	5	86	723	43	1,007	
	2	130	132	248	74	41	625	132	2	379	112	625	9	2	565	0	5	1	43	625	29	1,269	
	3	101	96	185	52	31	465	70	3	300	92	465	5	0	378	0	9	8	65	465	30	872	
高岡	29	69	81	143	52	33	378	84	0	174	120	378	14	2	305	0	10	21	26	378	29	1,119	
	30	54	84	132	48	15	333	74	1	169	89	333	11	1	238	0	7	33	43	333	25	1,016	
	31	62	64	140	69	39	374	95	4	176	99	374	7	0	295	0	9	18	45	374	35	575	
	2	52	89	164	73	32	410	101	4	201	104	410	7	4	321	0	7	24	47	410	26	1,107	
	3	61	94	188	62	24	429	92	2	244	91	429	8	3	368	0	2	8	40	429	30	544	
全県	29	144	202	278	106	64	794	177	2	379	236	794	22	4	625	0	23	38	82	794	64	2,017	
	30	162	191	319	116	60	848	175	3	455	215	848	19	3	647	1	14	41	123	848	53	1,717	
	31	243	232	372	160	90	1,097	249	14	600	234	1,097	17	1	904	0	21	23	131	1,097	78	1,582	
	2	182	221	412	147	73	1,035	233	6	580	216	1,035	16	6	886	0	12	25	90	1,035	55	2,376	
	3	162	190	373	114	55	894	162	5	544	183	894	13	3	746	0	11	16	105	894	60	1,416	

## 7 一時保護年齢別受付件数

区分		富山					高岡					全県				
年度		29	30	31	2	3	29	30	31	2	3	29	30	31	2	3
養護	乳幼児	29	26	19	20	12	8	11	13	4	7	37	37	32	24	19
	小学生	28	14	28	16	26	7	10	20	11	14	35	24	48	27	40
	中学生	8	5	13	10	6	9	11	11	11	14	17	16	24	21	20
	高校生・その他	3	9	15	6	8	7	6	7	9	9	10	15	22	15	17
	計	68	54	75	52	52	31	38	51	35	44	99	92	126	87	96
障害	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校生・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小学生	0	1	1	1	1	0	3	0	2	2	0	4	1	3	3
	中学生	4	2	1	1	7	3	2	4	2	2	7	4	5	3	9
	高校生・その他	4	7	4	3	6	0	0	3	1	1	4	7	7	4	7
	計	8	10	6	5	14	3	5	7	5	5	11	15	13	10	19
育成	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小学生	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	1	0
	中学生	1	0	0	0	2	0	0	1	3	0	1	0	1	3	2
	高校生・その他	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	計	2	2	0	0	5	0	1	1	4	0	2	3	1	4	5
保健・その他	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小学生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校生・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
計	乳幼児	29	26	19	20	12	8	11	13	4	7	37	37	32	24	19
	小学生	29	17	29	17	27	7	14	20	14	16	36	31	49	31	43
	中学生	13	7	14	11	15	12	13	16	16	16	25	20	30	27	31
	高校生・その他	7	16	19	9	17	7	7	10	10	10	14	23	29	19	27
	計	78	66	81	57	71	34	45	59	44	49	112	111	140	101	120

## 8 里親委託状況

里親制度は、家庭で養育に欠ける児童等（要保護児童）に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。児童相談所では、里親として認定・登録された方に、児童の養育を委託し、児童の養育について必要な指導を行っている。

里親には、養育里親、専門里親、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親の四種類がある。

各年度3月末日現在

	県内登録里親数	児童を委託している県内里親数	委託児童数
平成29年度	73	22	26(0)
平成30年度	77	21	24(0)
平成31年度	79	19	23(0)
令和2年度	86	20	25(0)
令和3年度	99	20	22(0)

注：1) ( ) は県外委託再掲である。

2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム事業)の分を含む。

令和4年3月末日現在

登録里親の内訳（登録数合計 99組）

養育里親		養育里親 及び養子縁組里親の 両方の登録	養子縁組 里親	親族里親
養育里親	うち 専門里親			
33	7	46	19	1

令和4年3月末日現在

年度末委託児童数

相談所別	委託児童数						登録里親数
	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
富山	0	3	2	0	2	7	65
高岡	0	1	1	9	4	15	30
全県	0	4	3	9	6	22	95

委託里親家庭訪問支援回数

令和3年度

里親種別	家庭数	訪問延回数
養育里親	19	220
養子縁組里親	3	18
親族里親	1	6
計	23	244